

生涯現役地域づくり環境整備事業企画書採点基準

○○協議会

委員 ○○ ○○

○／95(105)

A:特に優れている、B:優れている、C:普通、D:やや劣る、E:劣る 基準点57点

評価項目		評価基準	配点	配点				
				A	B	C	D	E
事業戦略 5	明確な 事業目標・戦略	短期的及び中長期的に地域が目指す姿や目標が明確であり、それに向けた戦略として、環境整備事業の実施による実現可能性が十分であるか(事業構想全体が、目標の実現可能性のあるものとして成立しているか)。		5	4	3	1	0
事業実施 の準備 10	地域の課題や地 域資源の把握・分 析	高年齢者等の雇用・就業機会の確保に関し、計画区域内の地域の実情や課題、区域内の地域資源(企業や就業・社会参加の場)について適切に把握・分析を行い、明確に示されているか。		5	4	3	1	0
	課題解決に向けた 重点業種の設定	把握・分析した地域の課題解決に向け、計画区域内の状況を踏まえた適切な重点業種を設定しているか。		5	4	3	1	0
事業実施 の体制 20	協議会の構成(2 倍)	多様な雇用・就業機会の確保や、地域福祉や地方創生等との連携促進、将来の自走に向けた資金調達の推進等の本事業の目的に照らし、協議会は、必要な実績を有し多様性のある地域の関係者によって、適切に構成されているか。また、協議会は、メンバーが主体的に連携・協力できると期待できるか(コンサルタント任せの体制等になっていないか)。		10	8	6	失格	
	協議会における 役割と責任	協議会を構成するそれぞれのメンバーについて、協議会に参画する趣旨や、本事業の実施において期待される主な役割や実施する取組の内容が明確になっているか。		5	4	3	失格	
	計画策定自治体 内の連携体制	地域において既に定着している地域福祉や地方創生等の取組と本事業との一体的な展開を促進する観点から、自治体内的関係部署の協力・連携体制と各部署の主な役割は十分明確になっているか。		5	4	3	失格	
事業内容 20	自治体事業等と の連携(2倍)	地域福祉や地方創生等の取組と本事業との連携内容が具体的であり、期待する相乗効果が十分検討されているか。		10	8	6	2	0
	事業対象の適格 性	支援対象者及び就業形態の範囲は、地域の課題解決に向けて適切に設定されているか。		5	4	3	1	0
	支援メニューの効 果	支援メニューの内容は、地域において設定した支援対象者や重点業種等を踏まえ、具体的かつ効果的な内容となっているか。		5	4	3	1	0
事業の効 果 10	アウトプット・アウ トカム目標内容の 適格性	アウトプット・アウトカム目標は、客観的かつ各支援メニューと整合性があり、支援メニューの効果を判断するための適切な指標となっているか。		5	4	3	1	0
	アウトプット・アウ トカム目標値の適 格性	アウトプット・アウトカム目標値(高年齢者の雇用・就業者数を除く)について、地域内人口や企業数等を考慮した上で、適切に算出されているか。		5	4	3	1	0
事業実施 後の持続 20	事業終了後の協 議会のあり方	本事業終了後の協議会の持続に向けて、現時点で想定する具体的な取組内容やスケジュール、協議会の体制等について明確に示されているか。		5	4	3	失格	
	事業終了後の協 議会構想実現可 能性(2倍)	本事業終了後の協議会の持続に向けた内容は、実現可能性の観点から無理のない想定がされていると考えられるか。		10	8	6	失格	
	資金調達計画の 具体性	本事業終了後の取組の継続に向けた資金調達の計画は、現実的なものといえるか(計画上の記載内容に加え、過去の資金調達の実績等があればそれを踏まえ判断する)。		5	4	3	1	0
小計			0					

一次頁へ続く

評価項目		評価基準	配点	配点				
				A	B	C	D	E
目標設定に関する指標 10	アウトカム目標の量的評価 (雇用・就業者数)	2年度目及び3年度目アウトカム目標(高年齢者の雇用・就業者数)の平均値に係る対象地域の60歳以上高齢者人口1,000人当たりの人数※1 A 10.0人以上 B 5.0人以上10.0人未満 C 3.0人以上5.0人未満 D 1.1人以上3.0人未満 E 1.1人未満	10	8	6	2	失格	
		小計	0					

評価項目		評価基準	配点	配点
協議会設立要件 5	既存プラットフォーム機能の活用	事業実施主体となる協議会について、新規に設立するのではなく、既存のプラットフォーム機能を基盤として高年齢者雇用安定法第35条第1項に定める協議会に位置づけている。ただし、再応募の協議会については、評価対象外。	5	
		小計	0	

評価項目		評価基準	配点	配点
ワーク・ライフバランス等の推進に関する指標 ※2	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	プラチナえるぼし ※3	5	
		えるぼし3段階目 ※4 (認定基準5つのうち全て○)	4	
		えるぼし2段階目 ※4 (認定基準5つのうち3~4つ○)	3	
		えるぼし1段階目 ※4 (認定基準5つのうち1~2つ○)	2	
		行動計画 ※5	1	
	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナ認定企業)	プラチナくるみん ※6	5	
		くるみん(令和7年4月1日以降の基準) ※7	4	
		くるみん(令和4年4月1日から令和7年3月31日までの基準) ※8	3	
		トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準) ※9	3	
		くるみん(平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準) ※10	3	
		トライくるみん(令和4年4月1日から令和7年3月31日までの基準) ※11	3	
		くるみん(平成29年3月31日までの基準) ※12	2	
		行動計画(令和7年4月1日以後の基準) ※5、※13	1	
	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)		4	
	小計	0		
	合計	0		

→次頁へ続く

※1 以下の計算式により算出する。

(2年度目の目標値+3年度目の目標値)/2)/(60歳以上人口(令和2年度国勢調査より)/1,000)(1,000人未満切り捨て)

※2 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

※3 女性活躍推進法第12条に基づく認定。

※4 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※5 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

※6 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定(ただし、※10及び※12の認定を除く。)

※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定

※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条の基準による認定(ただし、※12の認定を除く。)

※11 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定

※12 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

※13 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

※14 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。